

[事案 2024-151] 損害賠償請求

・令和 7 年 3 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の不法行為を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 51 年 7 月に契約した終身保険（被保険者は父）について、昭和 56 年 7 月に契約者が自分から自分の父に変更されているが、以下等の理由により、既払込保険料と自分が受領した保険金との差額相当額を損害賠償してほしい。

- (1) 令和 5 年 5 月頃、偶然、保険証券を発見したが、契約者と受取人は自分になっており、被保険者は、父になっていた。契約書（申込書）の字は、父の字であった。
- (2) 本契約は、父が、自分に連絡も了解もなく勝手に自分を契約者として、締結したものであることが判明し、昭和 56 年に本契約の契約者は父に変更されていた。このような契約者の了解のない生命保険契約や契約者の変更は不法行為である。
- (3) 本契約は、貯蓄性もあるといううたい文句のようであるが、払込終了後も配当金は支払われず、契約者を騙している契約である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書には、申立人の署名・押印がなされており、そのような申込書が存在する以上、特段の事情がない限り、申立人による申込みの意思表示があったと認められる。申込書には、署名押印がなされているが、申立人の筆跡と異なると断定することはできない。
- (2) 仮に署名が申立人の字ではないとしても、申立人父が申立人の申込意思にもとづいて申込書を代筆したのであれば、申込みは有効である。申立人は、本契約につき、自ら死亡保険金の請求を行っており、その際には、何ら苦情の申出をしていなかったことから、申立人には、本契約について申込みの意思があったと考えられる。
- (3) 本契約は、申立人以外の誰かが保険料を負担していたと考えられるが、本契約が無効だとしても、当社が保険料を返還すべき相手は、負担した第三者であり、申立人ではない。申立人父が負担したのであれば、その相続分に限られる。
- (4) 本契約の保険料が支払われていたのは、昭和 51 年 7 月から昭和 62 年 7 月であるが、いずれの期間の保険料も、返還を求めることができる期間から 10 年を優に経過しているため、申立人の不当利得返還請求権は、時効により消滅している。
- (5) 配当金は、約款上、決算において剰余金を生じたときに社員配当準備金を積み立て、そこから支払われるものであり、毎年の決算において剰余金が生じなかった場合には支払われない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本申立の内容を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情

も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。